

## 背景・課題

- 大学等に在籍する**障害のある学生数は約3.4万人**※1であり、**平成26年から平成30年の5年間で約2.4倍に増加**。
- 平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行により、全ての大学等において**障害者への不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務ないし努力義務**とされている中、今後も障害のある学生数の増加が見込まれる。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全大学等の21.4%※1、専任の担当者を配置している大学等は全大学等の16.9%※1であり、障害のある学生のさらなる受入れに際して、一層の体制整備や専門人材の養成等が必要。
- 各大学等で障害のある学生への支援を行う中で、**教育環境の調整、進学支援、就職支援、関係機関との連携、支援情報の公開等の共通の課題に直面**。特に、障害のある学生への**就職支援・キャリア教育支援を実施している大学等は全大学の61.1%**※1、**就職希望者に占める就職者の割合は79.5%**※1であり、**出口段階での支援が進んでいない状況**。（⇒平成30年度大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）では、大学等の就職希望者に占める就職者の割合は97.8%）
- また、「**障害者基本計画（第4次）**」や「**経済財政運営と改革の基本方針2019**」において、**障害のある学生の就労支援が求められている**。

### 「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月閣議決定）

障害のある大学生の就職を支援するため、**学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを推進する。**

### ○関連成果目標（就職支援部分抜粋）

指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R4年度)
障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	22%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	26%	おおむね100%

※1出典：平成30年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（独立行政法人日本学生支援機構）

### 「経済財政運営と改革の基本方針2019」

（令和元年6月閣議決定）

障害者雇用ゼロ企業をはじめとする中小企業による雇用の促進や、**多様な障害特性に応じた職場定着支援の推進、地域における障害者就労支援の推進等**を図る。

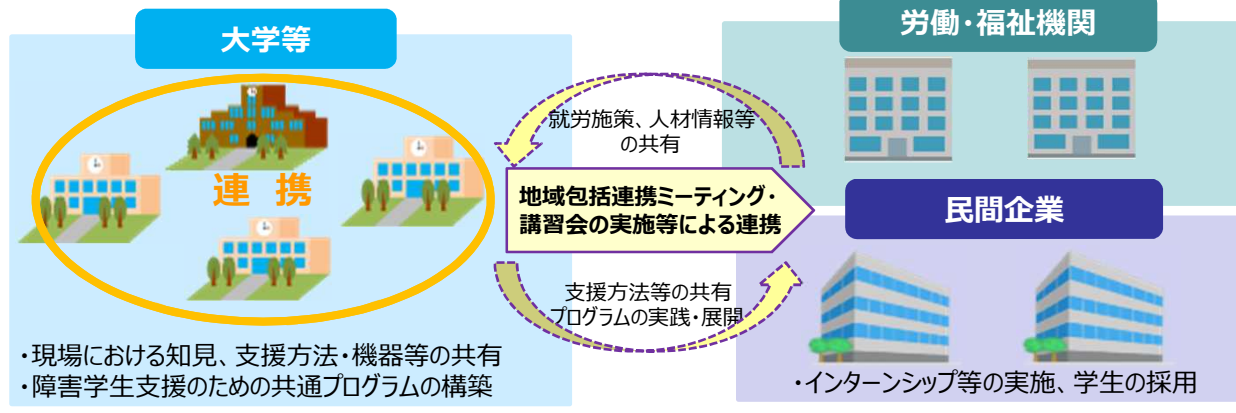
⇒大学等が直面する共通の課題克服には、各大学等がそれぞれ単独で取り組むだけでは限界があるため、**複数の大学や関係機関が連携し、組織的なアプローチにより学生を支援していく必要がある**。（現状では大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等は全大学等の38.0%※1にとどまっている状況。）

## 事業概要

### 【取組内容】

- 障害の種別によって**適切な調整方法（法制度、支援方法・支援機器、関係機関の活用等）を判断できる人材を養成**するため、大学間連携による、**障害のある学生への就職支援を含む支援の留意点を共有化するプログラムの構築**。
- **大学、労働・福祉機関、企業等が参加する地域包括ミーティング等の実践を通じた、当該プログラムの展開及び関係機関との連携体制の構築**

### 【イメージ】



### 【期待される効果】

**大学間+関係機関の連携**による  
各種支援方策の効果を最大限に利用

- ・ 適切な調整を判断できる人材の養成による**障害学生支援体制の充実**
- ・ 就労移行の円滑化による**障害のある学生の社会進出の促進**
- ・ 就職率の向上に伴う**障害のある学生の受入れの拡大**

等

成果を全国の大学等に  
普及・展開